

大分東警察署協議会

第2回会議の開催状況

第1 開催月日

令和6年9月19日（木）

第2 出席者

協議会 委員 10名

警察署 署長、副署長、総務課長、会計課長、留置管理課長、生活安全課長、
地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 10名

第3 議事の概要

1 業務推進状況の説明

警察署から

- ・業務推進状況

について説明がなされた。

2 諮問事項の説明

警察署から

- ・諮問事項「子供・高齢者の安全対策（特殊詐欺・交通事故等）」

の現状及び対策について説明がなされた。

3 委員からの意見等

(1) ツーリング対策について

委員から「春・秋は、ツーリングをするバイクが多くなる時期であり、海沿いなどの直線道路はスピードを出して走行するバイクが多い。特に一尺屋地域などは狭い道路も多く、高齢者も多いことから、今後死亡事故などの重大事故が発生する可能性があり、不安を感じているので、パトロール強化や交通取締りをお願いしたい」旨の意見がなされ、警察署から「狭い道路での高速度での走行は非常に危険である上、バイクが絡む交通事故は重大事故に繋がりやすいため、ツーリングバイクが多くなる時期には、交通取締りの強化を行い、対策を行っているところである。重大事故の絶無に向け、今後も継続して警ら活動や効果的な交通取締りを実践し、地域住民の不安解消、安全確保に努めていく」旨の説明がなされた。

(2) 特殊詐欺の電話について

委員から「先日、自宅の固定電話に総務省職員や、警察官を騙った詐欺と思われる電話がかかってきた。詐欺の手口について知っていたので看破し、被害には遭わずに済んだが、自治会等の会合で地域住民と話をすると同様にかかってきているようであり、不安を感じている者も多いため、効果的な対策や対処方法があれば教示願いたい」旨の質問がなされ、警察署から「詐欺に発展するおそれがある事案を認知した場合には、大分県警察が地域の安全に関する情報をメール配信する「まもめーる」において、事案概要を周知・注意喚起しているので、同システムを活用してほしい。また、怪しい電話があった際には、自分で判断せずに家族や警察に相談・通報すること。併せて、地域住民・知人への情報共有もお願いしたい」旨の説明がなされた。

(3) 交通事故防止の対策について

委員から「直線道路はどうしてもスピードを出してしまう傾向にあり、実際に本年大分東警察署管内において発生した交通死亡事故も直線道路で発生している。同形態の交通事故を減らすため、直線道路に設置している信号機の滅灯を調整するなどしてスピードを出させないような対策ができないか」旨の意見がなされ、警察署から「本年の交通死亡事故発生後、大分県警察本部交通規制課・道路管理者等と共同して現場確認・点検を行い、今後同様の交通事故が発生しないよう道路形状の異常の有無・視認性の確認・スピード抑制の効果がある道路標示「ドットライン」の設置について協議・検討した。また、交通機動隊と連携し、幹線道路において可搬式オービスを活用した交通取締りを行っており、重大事故に直結する悪質交通法犯の徹底検挙を強力に推進しているところである」旨の説明がなされた。

(4) 渋滞対策について

委員から「先日森町に大型スーパーが開店し、交通量が非常に多くなっているように感じるが、それに伴う交通渋滞・交通事故の発生についてはどうか」旨の意見がなされ、警察署から「同大型スーパーについては、駐車場に警備員が配置されていることもあり、円滑に車両が流れていると把握している。しかし、同時期に坂ノ市地区にオープンした大型スーパーについては開店後、店舗付近の交差点での交通事故が増加傾向にある。同交差点の交通状況については今後も注視し、適切な措置を講じていきたい」旨の説明がなされた。

(5) 少年犯罪への対策について

委員から「少年犯罪が増加傾向にある中で、SNSでの繋がりから少年が犯罪を犯す又は犯罪に巻き込まれる原因になっている。しかし、親が子供の携帯電話を常に監視しておくことは難しく、子の変化に気づくのが遅くなってしまうのが現状である。少年犯罪の抑止を図るためには、警察・教育機関・保護者の広範囲な連携が必要と考えており、保護者への意識付けの意味も含め、可能であれば学校や保護者に向けた過去の事例を取り入れた講話等をしてもらいたい」旨の意見がなされ、警察署から「少年犯罪の抑止のため、警察としても学校や保護者との連携は必須であると考えている。学校や保護者向けに講話を行う機会があれば、過去の事例なども含め、子供がSNSによって犯罪に巻き込まれないようにするための対策について話をさせてもらいたいと思う。また、そのような機会を通じて情報共有を図り、相互の連携をより強固なものにしていきたいと考えている」旨の説明がなされた。

(6) 自転車のヘルメット未着用について

委員から「毎朝自転車通学をする学生を見るが、学校付近まで来てからヘルメットを被る者が散見される。学校の先生の指導を受けないために途中で被るようでは、自転車・歩行者の安全確保のためになっていないと思うので、学校との情報共有を行い、生徒は勿論のこと、学校側へも指導してもらいたい」旨の意見がなされ、警察署から「朝の通勤通学時間帯に合わせ、警察官が街頭において交通指導を行う「早朝指導」という活動があり、「見える・見せる・呼びかける」活動を推進しているところである。今後も自転車のマナーアップに向け、街頭活動の強化、学校側との連携強化に努めていきたい」旨の説明がなされた。